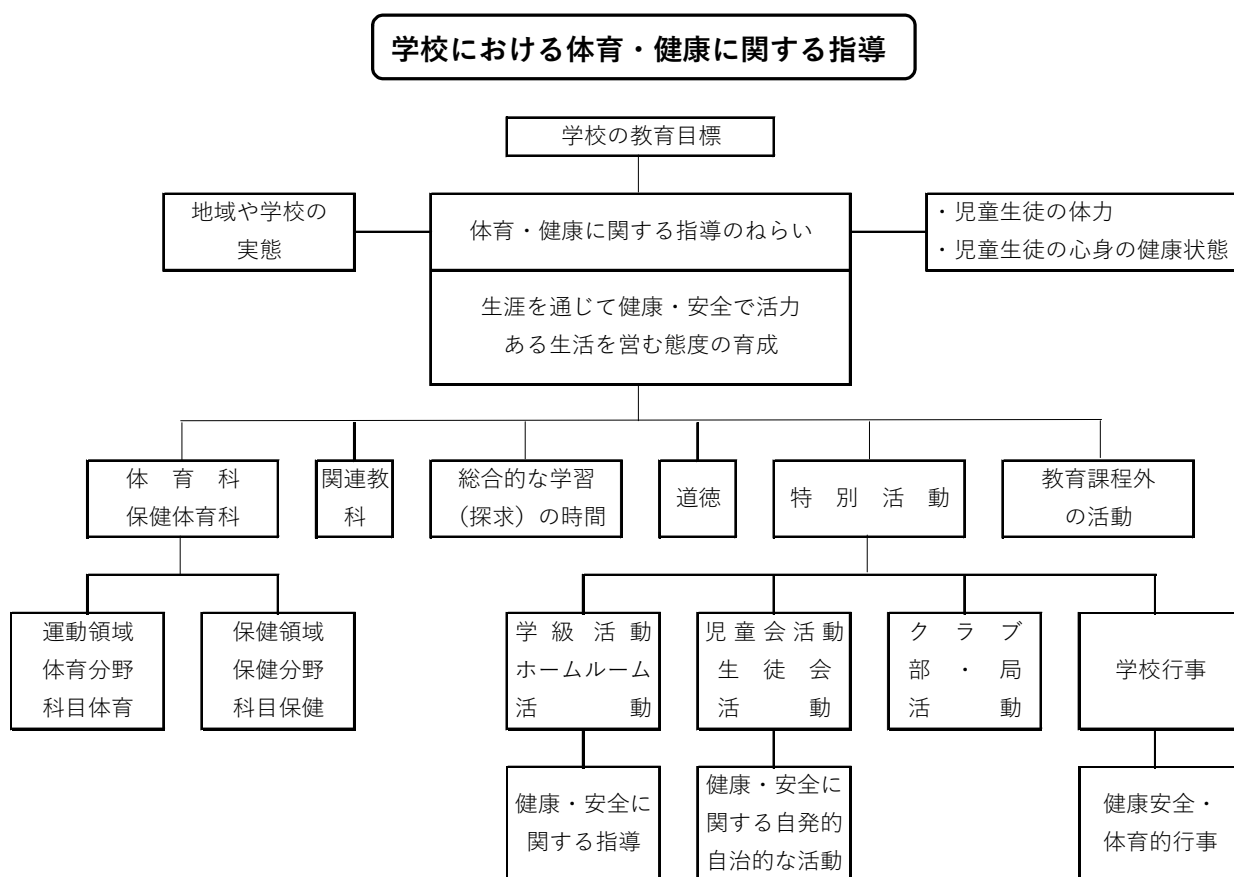


16 健康教育

近年、社会環境や生活様式の変化は、児童生徒の心身の健康に様々な影響を及ぼしており、児童生徒の体力・運動能力の低下、薬物乱用、性の問題行動、様々な要因による心の健康問題、各種の感染症やアレルギー疾患などの健康課題に加え、交通事故や児童生徒が被害者となる事件、さらには、地震や台風などの自然災害への対応などの課題が指摘されています。

各学校においては、これらの課題に適切に対処するため、学校体育、学校保健、学校給食及び学校安全のそれぞれの領域が、独自の機能を担いつつ相互に関連を図りながら、児童生徒の健康の保持増進を図る健康教育を一層推進していく必要があります。

健康教育の実施に当たっては、体育、保健体育の授業はもとより、関連教科、特別活動、総合的な学習（探求）の時間など、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう、児童生徒や地域の実態に応じた全体計画を作成し、計画的、継続的に指導することが大切です。



1 学校体育

学校体育は、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成に向け、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものです。

このため、体育科・保健体育科の教科指導の充実を図ることはもとより、総合的な学習（探求）の時間の福祉・健康、特別活動における学級（ホームルーム）活動の健康・安全に関する指導、学校行事の健康安全・体育的行事、児童会（生徒会）活動、クラブ活動、運動部活動などにおける体育に関する活動を積極的に推進することが大切です。

体力・運動能力の向上 ※小・中学校

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素です。子どもたちの体力の低下は、社会全体の活気に影響を及ぼす恐れがあることから、学校生活や家庭生活を通じ、日頃から運動に親しませ、あらゆる活動の基礎となる体力をしっかりと身に付けさせることが重要です。

このため、子どもたちの体力・運動能力を的確に把握、分析し、学校としての体力・運動能力向上のための方策（体力向上プラン）を計画するとともに、学校全体としての取組を進め、その成果を検証するといった検証改善サイクルを充実させることが必要です。

各学校においては、体育科・保健体育科の授業で児童生徒が目標や振り返りを意識し、学習活動を通して運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう指導の充実を図ることはもとより、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等を活用して児童生徒の体力の状況を的確に把握し、学校全体で体力・運動能力の向上のための目標などを設定した体力向上プランをもとに、体育的行事や学級（ホームルーム）活動などの特別活動、運動部活動など、学校の教育活動全体を通じて、体育に関する活動を積極的に推進することが大切です。特に、運動機会の不足しがちな冬季間においても体力の向上が図られるよう、屋外や屋内の活動を工夫することが重要です。

また、学校での取組の充実はもとより、保護者と連携を図り児童生徒の運動習慣の定着に向けた取組を推進したり、学校の教育活動以外の運動機会の確保や外部指導者の活用の促進を図ったりするなど、家庭や地域との連携を図り、地域社会全体で児童生徒の体力の向上に向けた取組を充実させることが大切です。

- これからの社会を生きる児童（生徒）に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。
- 体育に関する指導については、積極的に運動する児童（生徒）とそうでない児童（生徒）の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童（生徒）が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。
- 各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童（生徒）の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。
- また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実施する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童（生徒）が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

【小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 第3章 第1節 2の(3)健やかな体】

【中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 第3章 第1節 2の(3)健やかな体】

【体育・保健体育授業の充実】

導入の場面

ICT活用の目的：目標を達成した姿と現状の差の実感

一斉学習

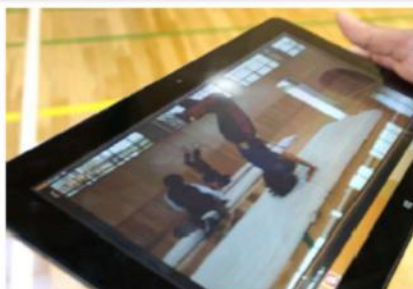
生徒

- ペアになり、タブレットで試技の様子を撮影

ポイント

- 教師が示した模範映像と、自分の動き方の映像を比較し、教師が示したコツやポイントをもとに、できていること、できていないことを確認

現状の把握



教師

達成した姿の提示

授業で扱う技の動画を見せながら、コツやポイントを説明

本時で目指す姿を明確にした目標（めあて、ねらい、課題）を板書

目標の意識化

目標（例）：基本的な技（技の名称）が滑らかにできるようになろう。

展開の場面

ICT活用の目的：課題等への気づき、話し合い活動の充実

個別・協働学習

生徒

- 目標の達成に向けて、自分の課題に合った練習や場を選択して活動

ポイント

- 同じ場で練習する仲間同士で技を行う様子を撮影し、模範動画の動き方と自分の動き方を比較しながら、個人や仲間と達成状況を確認

映像での比較による気づき

- 導入で教師が示したコツやポイントをもとに、できていることや改善点について、個人で確認や、教師や仲間との話し合い

対話による気づき

- 話し合った内容を踏まえ、タブレットで課題の改善状況を確認しながら練習

- 活動の最後に、自分の技の様子を撮影



教師

状況把握

生徒一人一人の活動の観察や声掛けにより、状況や課題を把握

個に応じた指導

動画と一緒に見ながら、成果や課題、改善に向けた取組例などを指導

終末の場面

ICT活用の目的：自己の変容の実感

一斉学習

生徒

ポイント

- 導入場面で撮影した動画と展開の場面で撮影した動画を比較し、本時の目標の達成状況を確認 **変容を実感**
- タブレットの共有フォルダに保存されている評価シートのファイルを開いて振り返りを行い、データを保存
- 目標の達成状況とその理由を発表



教師

まとめにつなげる発表者の選定

生徒の評価シートとリンクした評価集計表を基に達成状況を把握するとともに、全体で共有したい内容及び発表者を決定

ポイント

生徒の発表や評価シートの記述をテキストマイニングしたまとめ



授業終了後

ICT活用の目的：授業評価・作業時間の短縮

児童生徒理解

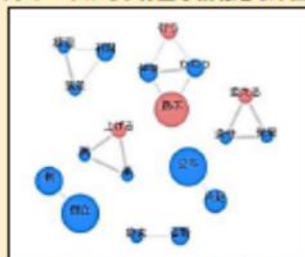
- 授業中の観察記録と生徒の評価シートから、テキストマイニングなどで、本時の目標の達成状況や授業の振り返りを行うとともに、課題が見られた場合は、次時の授業の指導計画等を見直す。

【テキストマイニング】

大量の文章データから、有益な情報を取り出すことの総称



出現頻度が高い単語を大ききで図示



出現パターンが似たものを線で結んだ図



文章中出现する単語の頻度をグラフ化

User Local AI テキストマイニング (<https://textmining.userlocal.jp/>)

- 特に「目標を達成できなかった」と回答した生徒には、評価シートに、成果や課題、改善のポイントなどを入力して生徒のタブレットに保存し、次時の授業前に生徒が確認できるようにする。
- 次時の授業で使用する動画ファイルなどを共有フォルダに保存しておく。

【体育活動中の事故防止等について】

運動やスポーツは、その特性上、事故が発生する危険性を常に有していることから、学校では、日頃から活動場所や設備、用具等の安全点検を実施するとともに、児童生徒の体力や技能等を踏まえた指導計画を立案し、常に安全に配慮しながら指導を行うなど、児童生徒の安全確保の徹底を図ることが重要です。

については、次に掲げる「検証の観点」及び体育活動中の事故防止に向けた「チェックリスト」を参考にし、実施する取組については、実施前に安全管理や安全指導の在り方を再確認するとともに、必要に応じて実施内容を改善するなどして、児童生徒の安全確保の徹底を図ることが重要です。

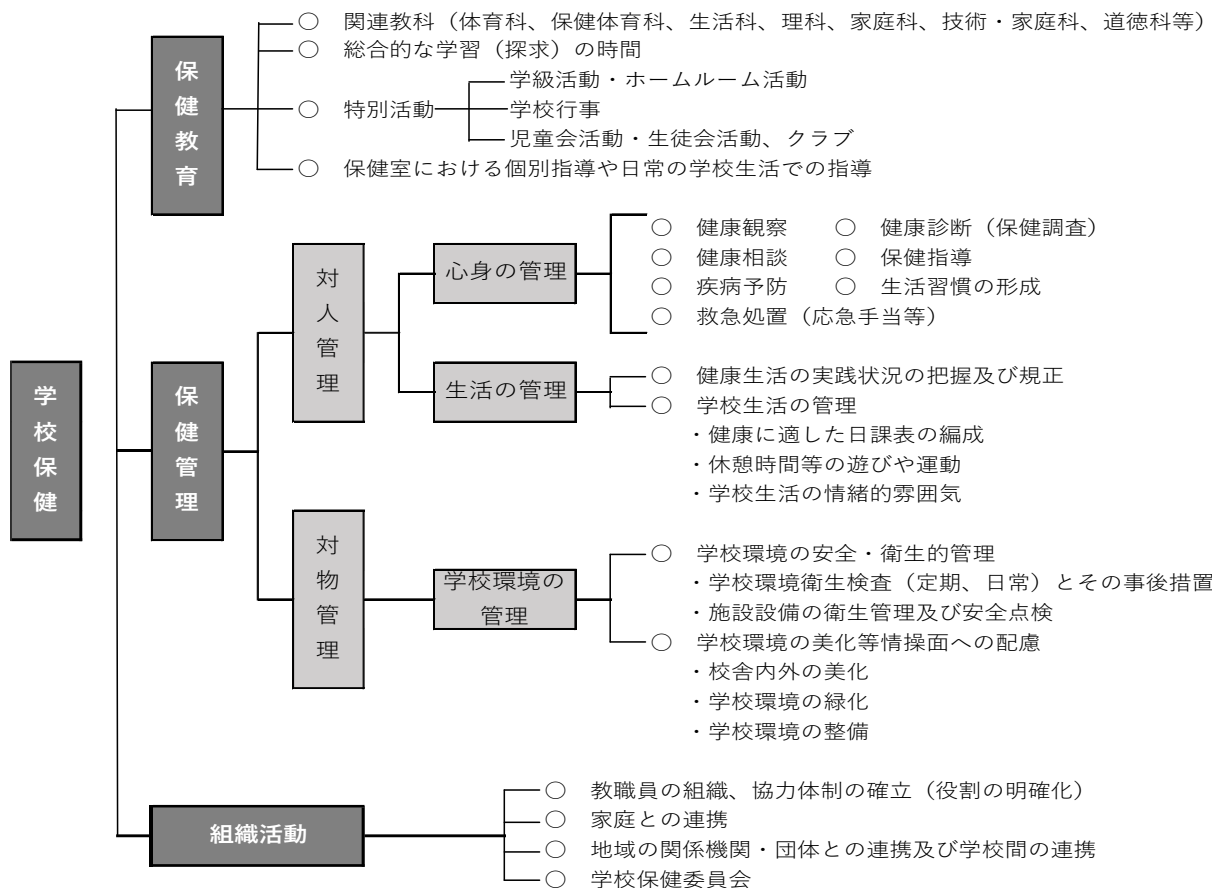
体育活動中の事故防止に向けたチェックリスト

○ 体育活動の検証・改善に当たっては、次の点検の項目を参考にするとともに、必要な項目等を適宜加えるなどして活用してください。

No.	観点	点検の項目	チェック欄
1	安全管理	定期健康診断の結果や児童生徒及び保護者に対する健康相談等により、児童生徒の身体状況や健康状態を正確に把握し、配慮する必要がある児童生徒の対処について全教職員で共通理解が図られているか。	
2		計画された体育活動は学習指導要領の趣旨や内容、安全にかかわる通知等が踏まえられているか。	
3		児童生徒の体力や技能の習熟の程度に応じた適切な指導計画が作成されているか。	
4		体育的行事に関する適切な実施要項や運営要領等を作成し、全教職員に共通理解が図られているか。	
5		活動全体の状況を常に把握して指導できる監視体制や児童生徒が自ら危険を回避することができない場合の支援体制が整備されているか。	
6		使用施設・設備や自作用具を含めた授業等において使用する用具の安全の状態が確認されているか。また、場所、時刻、時間等、計画に無理や危険がないか確認されているか。	
7		落雷予報等、当日の気象条件に配慮されているか。また、天候や実施場所の状態を考慮し、実施の可否を適切に判断できる運営体制が整備されているか。	
8		各学校における熱中症対策ガイドラインや熱中症警戒アラートに基づき、適切な休憩や水分補給、気温・湿度や暑さ指数が高い日にはマスクを外すなどの適切な対応を行うなど、熱中症対策が十分に行われているか。	
9	安全指導	運動種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な内容が設定されているか。	
10		活動中に予想される事故や過去に発生した事故の内容を踏まえた事前指導が行われているか。	
11		活動の場所や施設・設備、用具、教材・教具等を整備するとともに、それらの安全な使用方法についての指導が行われ、児童生徒がよく理解しているか。	
12		児童生徒の発達の段階や技能の習熟の程度に応じた段階的な指導が行われているか。	
13		活動に適した服装や学習内容に応じて予想される事故等の危険性に対する指導が行われているか。	
14		準備や後片付けも活動の一環として適切かつ計画的な指導が行われているか。	
15		事後指導として反省事項を取り上げ、児童生徒の安全に対する実践的な態度が身に付くよう指導が行われているか。	
16		危険なプレーを未然に防止するためのルールや集団の規律の徹底などの指導が行われているか。	
17		見学者への配慮や待機児童生徒への適切な指導が行われているか。	
18	障がいのある児童生徒や心理的に不安定な児童生徒等、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な個別配慮が行われているか。		
19	組織活動	事故の未然防止、万が一事故が発生した場合の準備及び緊急時の対応など、危機管理体制が整備されているか。	
20		医療機関との連携や事故発生時の校内の緊急体制が円滑に機能するよう適切な事前訓練が実施されているか。	
21		学校における体育活動に関する活動内容等について保護者に周知するとともに、日常の活動や児童生徒の健康状態等の情報交換など、連携が十分に図られているか。	

2 学校保健

学校保健は、「心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法）の基礎をなすものであり、「児童生徒が現在及び将来にわたって、健康で安全な生活を営むための必要な能力や態度の育成」を目指して行われる学校の教育活動であり、保健教育と保健管理、そして両方の活動を円滑に進めるための組織活動から構成されています。



(1) 学校保健の目標等について

ア 保健教育

保健教育は、児童生徒一人一人が将来の健康生活に必要な基礎的・基本的な事項を理解し、身近な健康問題に気づき、健康な生活を実践できる能力や態度を育成することを目標としています。

イ 保健管理

保健管理は、児童生徒や教職員の健康が学校教育における学習能率の向上やよりよい教育活動の推進に欠くことのできないものであることから、多数の児童生徒が集団生活を送る場所として、人的にも物的にも健康に適した環境を維持することを目標としています。

対人管理は、「心身の管理」と「生活の管理」を、対物管理は、児童生徒の学習や生活の場としての「学校環境の管理」を取り上げます。

ウ 組織活動

学校保健活動が円滑に進められ、成果を上げるためには、教職員が役割を分担して活動を組織的に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関と連携するための学校保健に関する組織活動の充実が大切です。

学校保健に関する組織活動には、学校内における組織活動、学校保健に必要な校内研修、家庭や地域社会との連携、学校保健委員会（学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織）などがあります。

○学校保健委員会活性化のための方策

- ・学校保健委員会の活動を進めるに当たっては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等を委員として加え、専門的見地からの指導、助言を受けるとともに、保護者や地域の保健関係機関等との連携を図るなど、児童生徒の健康課題を解決するのにふさわしい機能的な組織となるようにする。
- ・学校保健計画の立案及び実施に当たっては、学校保健委員会の意見を求めるとともに、会議の開催及び運営に当たっては、学校保健計画に位置付け、定期的な開催となるようにする。
- ・議題については、児童生徒の現状や心身の健康課題を捉え、解決に向けた協議を行い、協議された事項は、実践に移すようにする。 など

(2) 健康診断について

学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握すること及び健康課題を明らかにして健康教育に役立てることを目的に実施されます。

健康診断は、学校保健安全法の規定に基づいて実施されており、学校における保健管理の中核をなすものです。また、学習指導要領解説特別活動編において健康安全・体育的行事として例示されており、教育活動として実施されるという一面もあります。

児童生徒の健康状態については、全道的には依然として、むし歯のある者の割合や肥満傾向児の出現率が高いことに加え、ぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギーの者の割合も増加傾向にあることから、学校医や学校歯科医、各診療科の専門医と連携を図りながら、事後措置を継続するなど、きめ細かな指導が求められます。

◆◇ 健康診断実施上の配慮 ◇◆

健康診断を実施する際は、児童生徒が安心して受けることができるよう、次のような配

慮を行うことが必要です。

- ・ほかの児童生徒等に診察を見られたり、結果を知られたりするなどのことがないよう、ついで等物や人の配置を工夫する。
- ・内科検診や心電図検査等、衣服を脱いで実施するものは、全ての校種・学年で男女別に実施する。
- ・健康診断結果の処理や活用の際に、個人が特定される情報が外部に漏れたりすることがないように、健康診断票等の個人情報の管理に十分配慮する。

◆◇ 色覚の検査 ◇◆

学校における色覚の検査については、児童生徒の健康診断の必須項目ではありませんが、次のような対応の推進が求められています。

- ・児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま就職試験等において不利益を受けることがないように、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなどして、より積極的に保護者等へ周知すること。
- ・学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じて、適切な対応ができる体制を整えること。
- ・教職員が、色覚異常に関する正確な知識をもち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと。

◆◇ 疾病や障がい等を有する児童生徒に関する情報共有 ◇◆

アレルギー疾患や心臓病、腎臓病、色覚異常など、疾病や障がい等を有する児童生徒が安心して学校生活を送るためには、教職員間で情報を共有するとともに、児童生徒や保護者と随時相談できる体制を整備して、日常的な健康観察・指導を行う必要があります。

【対応の流れ】

- ・当該児童生徒や保護者の意向等を十分に確認するとともに、個人情報に配慮し、年度当初の職員会議や学年会議等において、全教職員もしくは関係職員で情報共有（守秘）する。
- ・疾病や障がい等の程度により、ほかの児童生徒への周知が必要な場合は、当該児童生徒や保護者の意向等を十分に確認しながら周知する。
- ・当該児童生徒への対応の仕方について校内委員会等で検討し、職員会議などを通して全教職員に周知する。（必要に応じて、主治医や学校医と連携する。）

(3) 健康に関する現代的課題について

近年の児童生徒の生活習慣の乱れや、心の健康問題、性の問題行動、薬物乱用、感染症などの新たな課題に適切に対応するためには、早期発見・早期治療（二次予防）はもとより、健康的な生活行動を実践するという一次予防が重要であり、指導の充実を一層図っていくことが必要です。

ア 心の健康問題

北海道教育委員会が、平成28年度に北海道学校保健審議会及び北海道大学大学院に依頼して行った調査の結果、本道の児童生徒については、「抑うつ傾向や躁傾向、自閉傾向を示す児童生徒が一定の割合で存在すること」、「自分に対する肯定的な評価についてが、学年が進むに従って低くなる傾向にあること」、「死や自殺について考えたり、実際に死のうとしたことがあると回答した児童生徒もいる」などの課題が明らかになりました。

そのため、学校においては、命を大切にする教育の充実に努めることはもとより、児童生徒の発する様々なサインに気付くことができる立場にある養護教諭が中核的な役割を果たしながら、学級担任をはじめ、保護者や学校医、スクールカウンセラーなどと連携し、日頃の健康観察を充実させ、児童生徒の身体症状や行動の変化を見逃さないようにするなど、心の健康問題の早期発見に務めること、さらには、必要に応じて医療関係者、福祉関係者など地域の関係機関と連携し、早期の相談や受診を促すなど、支援体制を整備することが大切です。

また、授業をはじめ、様々な学習活動において、「わかった」「できた」という達成感や成就感を感じる経験を積ませるとともに、共感的な人間関係を育む環境づくりに努める中で、児童生徒が自分の良さを自覚し、自己肯定感を高める指導に努めることが重要です。

イ がん教育

日本人の死亡原因として最も多いがんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育は不十分であると指摘されています。学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、児童生徒が健康に対する関心をもつとともに、正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるようにすることが求められます。

学校におけるがん教育は、がんについて正しく理解することができるようにすること、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにすることを目標としており、がん教育を進めるに当たっては、健康教育の一環として学校教育活動全体で推進すること、児童生徒の発達の段階を踏まえること、外部講師の参加・協力など関係機関と連携すること、小児がんや家族にがん患者がいる児童生徒を把握し配慮することなどに留意す

る必要があります。

ウ 薬物乱用防止教育

本道における少年（20歳未満）の薬物乱用事犯は、平成30年以降の検挙人数が15名以上を推移していること、近年の薬物乱用事犯の検挙状況を見ると、令和3年に大麻事犯の検挙人数は、全体の8割以上を占めていることなど、薬物乱用に関する青少年への広がり懸念されることから、学校においては、薬物乱用防止教育を教育活動の中に位置付け、計画的、組織的に取り組む必要があります。知識・理解を通して児童生徒に「薬物乱用はゼツタイしない」という規範意識を育てるとともに、ロールプレイングなどにより誘われたときにどう断るかという意思決定や行動選択などの実践力を育成することが求められています。

また、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の専門家の協力のもと、「薬物乱用防止教室」を開催するなど関係機関との連携を図ることが重要です。

エ 性に関する指導

近年、情報化社会の進展により、様々な情報の入手が容易になるなど、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化しています。このため、児童生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにすることが課題となっています。

学校における性に関する指導は、学習指導要領に示された内容に基づいて実施することが重要です。指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮する必要があります。

オ 感染症対策

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすことになるため、感染症対策には特に注意が必要です。

近年においては、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルスを含む）、インフルエンザ、麻しん、風しん、腸管出血性大腸菌O157による食中毒の発生などへの対応が求められています。

そのため、日頃から、児童生徒の疾病異常の早期発見・事後措置などの保健管理と手洗いの励行などの発生防止のための保健教育に取り組み、感染症が発生した場合には時機を失することなく、学校医や保健所などと連携して対応する必要があります。

感染症の予防について

○学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条参照）

第一種…感染症予防法の一及び二類感染症（ジフテリア、エボラ出血熱など）

第二種…飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症（インフルエンザ、麻疹など）

第三種…学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症（腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎など）

○感染症予防の三原則 ①感染源の隔離 ②感染経路の遮断 ③免疫・抵抗力の増強

カ 学校環境衛生への対応

学校においては、児童生徒の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、健康的で快適な学習環境を整備することが求められており、学校保健安全法に定められた学校環境衛生基準に基づき、毎学年定期的に環境衛生検査を行うとともに、日常的に点検を行い、環境衛生の維持または改善を図る必要があります。

また、建物の高断熱・高气密化が進んでいる一方で、室内の換気が十分に行われていないなどにより、建材などから発散するホルムアルデヒドやトルエン、キシレンなどの揮発性有機化合物等による健康への影響（シックハウス症候群）が問題となっています。

シックハウス症候群様の症状が見られる児童生徒については、学校等と連携を図り、個々の児童生徒の実態を把握し、支障なく学校生活を送ることができるよう個別の配慮をするなど適切に対応する必要があります。

(4) 養護教諭と保健室について

児童生徒の健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする児童生徒が多くなっていることに加え、いじめや児童虐待などの早期発見・早期対応、特別支援教育において期待されている役割など、養護教諭は現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っています。

保健室は、健康診断、救急処置、健康相談、保健指導等、児童生徒の心と体の健康づくりの場として、学校保健センター的役割が一層求められています。

こうしたことを踏まえ、養護教諭は各種法令、当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、児童生徒等の健康の保持増進を図ることを目的に、保健室経営計画を作成し、教職員及び保護者等へ周知するとともに、理解や協力を得ながら、教育活動の一環として計画的・組織的な保健室経営に努めることが大切です。

「感染症に強い学校」を目指して 北海道教育委員会

新型コロナウイルス感染症が収束しても、季節性インフルエンザの流行や新たな新興感染症への備えの必要性などから、長期的な視点から「感染症に強い学校」づくりに向けた取組が必要です。

手指衛生

人は“無意識”に顔を触っています。粘膜から感染しないよう、手をきれいにしておくことが重要です。
アルコールは汚れに弱く、効かないウイルスがあったり、アルコールで手が荒れる人もいますので、ハンドソープでの丁寧な手洗いを基本として、アルコールは補助的に使用するとよいです。

1時間に平均 23回



- ☑ 30秒程度、ハンドソープで手洗い（食事の前後、トイレの後、共有物を触った後・帰宅後）

ハンドソープは、蛇口1つにつき1本置いてあるとよい



人の動線に沿って手指消毒薬を置く

疑似症

症状があって会食に参加し、感染拡大した事例が多数ありました。
感染症対策としては、症状がある人が集団の中に入らないことが非常に重要です。
新型コロナウイルス感染症については「症状がある場合は自宅で休養する」を徹底すること。そのほかの感染症については、症状がある人が軽症で登校する場合は、マスクを着用することが大切です。

- ☑ 毎日健康観察を行い、毎日結果を確認して、欠席者や体調不良者が増えてきた場合、**注意喚起**を行う（疑わしい症状がある場合は自宅で休養する、感染リスクが高い活動は控える、など）
- ☑ 保健室は、コロナと関係ない児童生徒が出入りするため、**疑似症の人と交差しないようスペースや動線を工夫する**

密の回避

放課後のマスクをはずして飲食をする場面や、狭くて換気が悪い更衣室で感染拡大した事例がありました。
感染拡大しやすい機会・場所（マスクを外して長時間話をする、換気が悪い、運動の前後など）を見極めて、密にならない、マスクをはずしたまま長時間会話をしない、などの対策を行きましょう。

換気

感染症対策としての換気の考え方は、高い濃度が長く続かない（高濃度のところに長時間いない）ようにすることが重要です。コロナウイルスの濃度を測定することはできないため、学校環境衛生基準の項目である二酸化炭素濃度を換気の指標として使用します。

換気で感染リスクを0（ゼロ）にすることはできません。冬季間は、室温が下がりすぎることによる健康被害の心配もあります。CO₂モニターを使って、それぞれの校舎に合った、寒さを感じにくい換気方法を検証しましょう。

☑ いつもの換気方法で、人の多い時間帯に二酸化炭素濃度を計測（1000ppm以下が望ましい、1500ppmは超えないようにする）

☑ 基準を超えるようであれば、

- ・換気扇やガラリを清掃してみる
- ・窓とドアの開け幅を少しずつ大きくしてみる
- ・サーキュレーター等を活用して、教室内の空気を外に出す補助をする



換気装置あり



窓設置の換気扇



ドアのガラリ



または



天井設置の換気装置



らん間や戸を少し開く



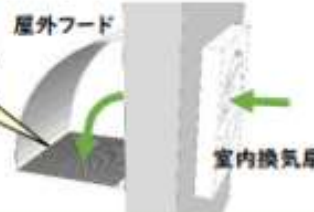
天井設置の熱交換換気

ドアやら人間を開ける必要はない。

熱交換換気装置のフィルター



こんなにホコリがたまっていることも！



屋外フード内の防虫網もほこりで詰まっているかも

1年に1回は清掃して正常な換気量を確認

換気装置なし(窓開け)

※必要以上の室温の低下を防ぐための工夫

① 二重窓の場合、外側と内側を互い違いに開ける。同時に廊下側のドアを窓の開けている面積の4倍くらいを目安に開ける。



○ 外気を窓の間で少し加温するためやや寒さを緩和できる



② 教室に入る冷たい空気は下に落ちるので、ストーブの上の窓を開けて空気を暖める



教室前側窓と後ろ側ドア、または、教室前後の窓と前後のドアを開けるなど、空気が教室を横切るように流れるようにするとよい



理解や配慮が必要な疾病

疾病等により様々な症状が現れているにもかかわらず、まわりの人から「怠け」「気持ちの問題」などと理解を得られず、学校に登校しづらくなる事例が報告されています。

本人や家族も疾病とは思わず、医療機関を受診していないことも考えられるため、配慮等が必要な疾病について理解を深め、適切に対応することが大切です。

配慮のポイント

- 教職員が各疾病に関する理解を深める。
- 児童生徒に思い当たる症状等がみられた場合には、医療機関への受診を勧める。
- 保護者や主治医と連携して必要な配慮事項を確認し、教職員の共通理解のもと、対応する。
- 本人・保護者の了解を得た上で、他の児童生徒に説明し、理解を求める。

起立性調節障害

キーワード：朝起きられない 体調不良や遅刻の増加

- 自律神経の働きの不調のため、起立時に身体や脳への血流が低下することで、様々な症状が出る。小学生の5%、中学生の約10%に存在するとされている。
- 症状：立ちくらみ、めまい、動悸、朝起き不良、無気力、思考力低下、慢性疲労等
- 対応：学校医やSCと相談するなどして、医療機関の受診を勧める。
規則正しい生活、水分補給、無理のない範囲での運動などを心がける。



脳脊髄液減少症

キーワード：起立性頭痛（起き上がると強くなり、横になると軽くなる）
頭部打撲等の外傷

- 頭部打撲や転倒等により、脳・脊髄を浮かべている「脳脊髄液」が減ることで、様々な症状が出る。
- 症状：起立性頭痛、めまい、ふらつき、全身のだるさ・疲れやすい等
- 対応：学校医と相談するなどして、医療機関（脳神経外科、脳神経内科）の受診を勧める。
臥床安静（横になる）＋水分補給（1日1～2リットル）が重要。



慢性疲労症候群

キーワード：日常生活が困難なほどの強いだるさ等が続く
休養しても回復しない

- 症状：日常生活が困難なほどの強いだるさ、微熱、リンパ節腫脹、頭痛、睡眠障害などの症状が、6か月以上の長期にわたって続く。
- 対応：思い当たることがないのに上記の症状が続く場合は、学校医と相談するなどして医療機関の受診を勧める。



色覚異常

キーワード：色を見誤る
色覚による制限を設けている資格・職業がある

- 先天性色覚異常は、男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合にみられ、色によって見分けにくいことがあるため、色を見誤ったり、色を使った授業の一部が理解しにくいことがある。
- 対応：色覚異常の児童生徒がいる可能性があることを前提として、赤、緑、青などのチョークは避ける、グラフなどは、パターン模様や凡例を併する、等の配慮を行う。（参考資料「学校における色覚に関する資料」（公益財団法人日本学校保健会）



